東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成27年 3月18日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 3月18日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 1 件

Ν). 号機等	不適合件名	グレード	
-		平成26年度に点検を計画している残件機器について、人身災害発生に伴う作業中止により、点検工程の変更が必要となったことから、マニュアルに従い、検討評価し点検期限を延長する。	GⅢ	